

平成 29 年 7 月 18 日



各 位

会 社 名 スズキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 俊宏
(コード：7269 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室 経営管理・I R 部長
小林 聖慈
電話番号 (053) 440-2030

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 18 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 8 月 10 日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 18,100 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 5,452 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	98,681,200 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による。
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）6 名 18,100 株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 16 日開催の当社の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ効果をより一層高めるとともに、対象取締役と株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成 29 年 6 月 29 日開催の当社第 151 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、対象取締役に対して年額 3 億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 1 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 3 億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分

をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること、等が含まれることといたします。

4. 今回の発行内容

今回、当社は、当社第 151 回定時株主総会から当社第 152 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、対象取締役 6 名に対し、金銭報酬債権 98,681,200 円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって払込むことにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 18,100 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各対象取締役の貢献度及び上記期間における職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役が、当社との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ効果をより一層高めるとともに、株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は 3 年間としております。

5. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成 29 年 8 月 10 日～平成 32 年 8 月 9 日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 対象取締役の退任時の取扱い

対象取締役が本譲渡制限期間の満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該退任の時点をもって、当社は当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前にその地位を退任した場合には、平成 29 年 7 月から対象取締役が当社の取締役の地位から退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 といたします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものといたします。）の本割当株式について、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

⑤ 株式の管理に関する定め

対象取締役は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑥ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承

認の日（以下「組織再編等承認日」といいます。）において対象取締役が保有する本割当株式のうち、平成 29 年 7 月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 といたします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものいたします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものいたします。

かかる場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

6. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社の取締役会の決議の直前営業日（平成 29 年 7 月 14 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 5,452 円としております。これは、当社の取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社の取締役会の決議の直前営業日までの 1 か月間（平成 29 年 6 月 15 日から平成 29 年 7 月 14 日まで）の終値単純平均値である 5,313 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 2.62%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（平成 29 年 4 月 17 日から平成 29 年 7 月 14 日まで）の終値単純平均値である 5,118 円からの乖離率は 6.53%、及び同直前営業日までの 6 か月間（平成 29 年 1 月 16 日から平成 29 年 7 月 14 日まで）の終値単純平均値である 4,815 円からの乖離率は 13.23%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上